

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)	
地域名 (地域内農業集落名)	阿野田・菅内地区 (阿野田・樺野・菅内地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月26日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は個人の担い手为中心となり、水稻を中心に生産をしている。地区中心部は圃場整備が進められた大規模農地が広がっている。一方で担い手の高齢化や水路の老朽化が進んでおり将来の継続性が懸念される。また、阿野田地区は田が細かく区切られており畦抜きも借地の関係上難しいことから、効率が悪く採算を取るのが難しいケースもある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし現状の担い手を維持しつつ、後継者に引き継げる体制を整えるとともに、所得向上の観点から転作についても検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手による集約の検討を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用を目指し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家等地域の担い手の実情や意向等を把握し地域の担い手を育成しつつ、後継者に引き継げる体制を整えていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①防護柵を設置している箇所は引き続き維持管理していく。

⑦多面的機能支払交付金を活用し維持をしていく。